

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年4月27日同意した。

平成19年5月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名
東かがわ市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）吉田中村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）黒羽大縄地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮内地区